



島根県報

平成25年6月28日（金）

号外 第 111 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第484号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	松江市大垣町字円木28番2地先から同19番2地先まで	前	メートル 17.00～ 35.00	メートル 112.00	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	20.00～ 48.00	112.00	
〃	186号	浜田市金城町波佐イ97番1地先から同イ268番2地先まで	前	8.10～ 26.00	260.00	浜田県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	9.60～ 33.50	260.00	
県 道	松江島根線	松江市島根町大芦3125番1地先から同3123番1地先まで	前	14.00～ 21.00	27.00	松江県土整備事務所 交通安全工事 拡幅
			後	14.00～ 28.00	27.00	
〃	皆井田江津線	江津市清見町535番4地先から同番2地先まで	前	3.80	5.00	浜田県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	15.79～ 17.45	5.00	

島根県告示第485号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 6 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町波佐イ97番1地先から同イ268番2地先まで	メートル 260.00	平成25年 6月28日	浜田県土整備事務所	
県道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町佐陀本郷204番3地先から同183番1地先まで	250.00	平成25年 6月28日	松江県土整備事務所	
〃	本庄福富松江線	松江市南田町80番7地先から同市米子町50番地先まで	94.00	平成25年 6月28日		
〃	〃	松江市母衣町68番2地先から同町45番地先まで	18.00	平成25年 6月28日		